○国土交通省告示第七百八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

1　はじめに中「約8,000万台」を「約8,200万台」に改める。

3　定期点検の実施の方法(1)　四輪自動車などの表緩み及び損傷の項の次に次のように加える。

スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷				3月	3月	○　スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。 ・　スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・　スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺するなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。 ・　スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。
スペアタイヤの取付状態				3月	3月	○　スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。 ・　スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれやひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。 ・　スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。
ツールボックスの取付部の緩み及び損傷				3月	3月	○　ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。

附　則

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

官　庁　発　表

官　庁　事　項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成29年度第４・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）を次のとおり報告する。

平成29年度第４・四半期予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）
（財　務　省　調　査）

1．一　般　会　計

(1)　概　　要

平成29年度第４・四半期中における収納済歳入額は、26,718,063,042千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、23,153,519,565千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、3,564,543,477千円である。

(2)　歳　　入

平成29年度第４・四半期中の収納済歳入額は、26,718,063,042千円であって、歳入予算額99,109,487,552千円に対して26.9％（前年同期23.5％）の収入割合となる。これを前年同期23,639,351,222千円に比べると3,078,711,819千円の増加となる。

これは、公債金において2,304,272,082千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区　　分	29年度第４・四半期	前　年　同　期
租税及印紙収入	16,617,335,857	15,322,597,054
官業益金及官業収入	10,755,755	10,248,579
政府資産整理収入	159,109,351	234,116,791
雑収入	1,038,911,360	1,484,710,162
公債金	8,891,950,717	6,587,678,634
計	26,718,063,042	23,639,351,222

また、当期末における収納済歳入額は、80,160,077,329千円であって、歳入予算額（99,109,487,552千円）に対して80.8％（前年同期79.6％）の収入割合となる。

なお、上記の収納済歳入額（80,160,077,329千円）に国税収納金整理資金から一般会計への組入未済額6,554,926,225千円を加えると、当期までの収納済額は、86,715,003,554千円となり、歳入予算額（99,109,487,552千円）に対して87.4％（前年同期86.7％）の収入割合となる。

(3)　歳　　出

平成29年度第４・四半期中の支出済歳出額は、23,153,519,565千円であって、歳出予算現額103,848,456,309千円に対して22.2％（前年同期21.5％）の支出割合となる。これを前年同期22,358,786,141千円に比べると794,733,423千円の増加となる。

これは、医療保険給付諸費において358,009,419千円、国債費において309,147,927千円の増加があったこと等のためである。

以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

所　　管	29年度第４・四半期	前　年　同　期
皇室費	1,401,846	991,168
国会	24,092,877	23,952,335
裁判所	61,271,958	59,926,504